

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部職員支援課) ……一
- 東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……………(総務局行政部振興企画課) ……二
- 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局総務部環境政策課) ……二
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局気候変動対策部地域エネルギー課) ……二
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例附則第一項の東京都規則で定める日…(環境局自然環境部緑環境課) ……二
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(福祉局障害者施策推進部精神保健医療課) ……三
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(保健医療局健康安全全部健康安全課) ……五

告示

- 平成二十一年東京都告示第九百八十九号 (東京都地球温暖化対策指針) の一部改正……………(環境局気候変動対策部総量削減課) ……六
- 平成二十一年東京都告示第十二百三十四号 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四條の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並

びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 八の規定により知事が別に定める様式) の一部改正……………(同) ……六

○平成二十一年東京都告示第十二百三十六号 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十二第三項及び別表第一の規定により知事が別に定める係数等) の一部改正……………(同) ……四

○令和五年東京都告示第七十八号 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第九条の四第二項の規定により知事が別に定める事項) の一部改正……………(環境局気候変動対策部環境都市づくり課) ……四

○令和五年東京都告示第七十九号 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十三条の七から第二十三条の十三までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第三章第五 四及び第七 三の規定に基づき知事が別に定める事項) の一部改正……………(同) ……五

○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………(港湾局港湾経営部経営課) ……五

○警視庁組織規則等の一部を改正する規則……………(同) ……六

規則

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十七号

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (平成二十八年東京都規則第八十四号) の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十八号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則(昭和四十四年東京都規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第五十三号を削り、第五十三号の二を第五十三号とし、同項第五十六号の二(六)中「、占用料及び予納金」を「及び占用料」に改め、同号(六)ア中「及び第五十三号の二第二項」及び「並びに同条第三項に規定する予納金」を削り、同号中(八)及び(九)を削り、(十)を(八)とし、(十二)を(九)とし、同号(十二)中「、占用料及び予納金」を「及び占用料」に改め、同号中(十三)を(十)とし、(十四)を(十一)とし、(十五)を(十二)とする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十九号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例施行規則(昭和五十六年東京都規則第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第八 十三の部(三)の項及び十四の部(三)の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五十五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項及び第八条の九第一項中「事項」の下に「(経営に関する事項その他公表することにより特定開発事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)」を加える。

第八条の十三第一項及び第八条の十七第一項中「事項」の下に「(経営に関する事項その他公表することにより特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)」を加える。

第十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十一条の三、第二十二條第三項、第二十三條第二項、第二十三條の三第四項(第二十三條の三の二第二項において準用する場合を含む。)、及び第二十三條の六第三項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより特定建築主、建築主、特定マンション建築主又はマンション建築主の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を含まないものとする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例附則第一項の東京都規則で定める日を定め

る規則を公布する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十一号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例附則第一項の東京都規則で定める日を定める規則

東京都自然公園条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第八十一号)附則第一項の東京都規則で定める日は、令和八年四月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十二号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則(平成十四年東京都規則第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四項中「前項各号」を「第二項各号」に改める。

第二十五条第九十二号中「第三条」を「第三条第一項」に、「免許」を「許可」に、

「第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者」を「第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二條第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三條第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者」に改める。

第五十八条の二及び第五十八条の三を削る。

第六十一条中「、第五十八条の三」を削る。

別表第五を削る。

別記第四十七号様式中

使用料又は
利用料金

を

利用料金

に改める。

別記第四十八号様式中

使用料又は
利用料金

を

利用料金

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。)附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の東京都自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第二十五条第九十二号の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定(改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の海上運送法第二十二條第一項の登録を受けた者とみなして、新規則第二十五条第九十二号の規定を適用する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十年東京都規則第二百四

号)の一部を次のように改正する。
別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第3条関係)
(第1号)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

等級

(フリガナ) 氏名	()	明大 昭平	令	年	月	日生	(歳)
住所							
1 病名 (ICDコードは、F00～F99、G40の「ず」を省略してください。)	(1) 主たる精神障害 (2) 従たる精神障害 (3) 身体合併症	ICDコード () ICDコード ()					
2 初診年月日(前歴がある場合、前医が初めて診断した日が主たる精神障害の初診年月日となります。) ※ 初診年月日から起算して6か月を経過した日以後における診断書に限り、原則として、長期間の薬物治療下での判定と なり、必ずここに御留意ください。 (1) 主たる精神障害の初診年月日 (2) 診断書作成医療機関の初診年月日	年 月 日 (診療録で確認・本人又は家族等の申立で)	年 月 日					
3 発病から現在までの病歴及び治療内容等 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容等を記載してください。)	(推定発病時期) 年 月(日) ※入院歴及び通院歴を含め、具体的に記載してください(別添可)。 ※器質性精神障害(認知症を除く。)の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日(疾患名) 年 月(日)						
4 現在の病状・状態像等(該当する項目を○で囲んでください。)	<p>(1) 抑うつ状態 ()</p> <p>1 思考・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()</p> <p>(2) 躁状態 ()</p> <p>1 行為心拍 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ()</p> <p>(3) 幻覚妄想状態 ()</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()</p> <p>(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 ()</p> <p>1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態 ()</p> <p>1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()</p> <p>(6) 行動及び行動の障害 ()</p> <p>1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チラツク・汚言 6 その他 ()</p> <p>(7) 不安及び不穏 ()</p> <p>1 強度の不安・恐怖感 2 強直体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()</p> <p>(8) てんかん発作等(けいれん及び意識障害)(発作型は以下を参照して該当するものを○で囲んでください。)</p> <p>1 てんかん発作 発作型(イ・ロ・ハ・ニ) 頻度(回/月・年) 最終(直近)発作(年 月 日)</p> <p>てんかん発作の型 イ:意識障害はないが、随意運動が止まれる発作 ロ:意識を失い、行為が継続するが、抑らない発作 ハ:意識障害の有無を問わず、発作時意識が不明で、発作後意識が回復するが、抑らない発作</p> <p>※ てんかん発作の頻度につきましては、過去2年間の平均で、最終発作時期との整合性に留意して記載してください。</p> <p>2 意識障害 3 その他 ()</p> <p>(9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤 4 その他 ()</p> <p>ア乱用 イ依存 ヲ脱離性・逆発性精神障害 現在の精神作用物質の使用 有・無(不使用の場合) 年 月以後不使用)</p> <p>(10) 知能、記憶、学習及び注意の障害 1 知的障害(精神遅滞) 2 軽度 イ中等度 ウ重度 愛の手帳(有・無、等級) ()</p> <p>2 認知症 3 その他の記憶障害 ()</p> <p>4 学習の困難 ヲ読み イ書き リ算数 エその他 ()</p> <p>5 実行機能障害 6 注意障害 7 その他 ()</p> <p>(11) 広汎性発達障害等関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのバリエーションにおける質的障害 3 限定した常同的で区別的な関心と活動 4 その他 ()</p> <p>(12) その他 ()</p>						

※ 4欄及び5欄は、診断書記入時点のみではなく、おおむね過去2年間に認められたもの、おおむね今後2年間に予想されるものも含めて詳しく記載してください。
(日本産業規格JIS S 5014)

(第2片)
□ 原本手帳申請時に添付(自立支援医療と同時に
氏名())

5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等

検査所見(検査名、検査結果及び検査時期を記入してください。)

6 生活能力の状態(保護的環境でなく、例えばアベウト等で日常生活を行った場合を想定して判定してください。児童については、年齢相応の能力と比較の上で判断してください。)

(1) 現在の生活環境

入院・入所(施設名))、在宅(ア単身・イ家族等と同居)・その他()

(2) 日常生活能力の判定(該当するものを○で囲んでください)

※ 病状、状態像等との整合性を考慮し、記載してください。

ア 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできないが援助が必要・援助があればできる・できない

イ 身辺の清潔保持及び規則正しい生活 自発的にできる・自発的にできないが援助が必要・援助があればできる・できない

ウ 金銭管理と買物 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

エ 通院と服薬(便・不要) 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

オ 他人との意思伝達及び対人関係 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

カ 身辺の安全保持及び危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

キ 社会的手続及び公民施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

ク 趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

ク 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(3) 日常生活能力の程度(該当する番号を連んで、どれか一つを○で囲んでください)

※ 病状、状態像等及び日常生活能力の判定との整合性を考慮し、記載してください。

ア 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。

イ 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。

ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に必要に応じて援助を必要とする。

エ 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

オ (2)欄及び(3)欄は、これまでのおおむね2年間に認められ、また、おおむね今後2年間に予想される生活能力の状態も含めて判定し、記載してください。

7 6の具体的程度、状態等

※ 就労状況について アー一般就労・イ 障害者雇用・ウ その他()

8 現在の障害福祉サービス等の利用状況(該当する項目を○で囲み、○で囲んだ項目について具体的な内容を記載してください)

※ (1)～(3)については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定するサービスに限る。

(1) 自立訓練(生活訓練) (2) 共同生活援助(グループホーム) (3) 居宅介護(ホームヘルプ)

(4) その他の障害福祉サービス (5) 訪問指導等 (6) 生活保護 (7) なし

9 備考

年	月	日	医療機関コード	東京都記載欄 (東京都で記入しますので、常備にしてください)
医療機関所在地	東京都記載欄			
名称	<自立支援医療と同時申請時>			
電話番号	・自立支援医療(該当・非該当)			
医師氏名	・重症かつ継続(該当・非該当)			
(自筆又は記名捺印)				

※ A4版2枚組で提出する場合には、診断書2枚を並べ中央部分に捺印をしてください。(日本医療規格A列4番)

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年三月二十七日
東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「(おりがな) 氏名 _____ 性別 _____」
を

「生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生」
を

「個人番号 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生」
に「は表示、マイナンバーは省略された」と略されている」を「が表示されている」に「は表示、マイナンバーは省略された」と略されている」を「が表示された」と改める。

別記第二号様式及び第三号様式中 「(おりがな) 氏名 _____」
を

「(おりがな) 氏名 _____ 性別 _____」
を
「(おりがな) 氏名 _____ 男・女 _____」
に改める。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百五十三号

平成二十一年東京都告示第九百八十九号（東京都地球温暖化対策指針）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

第一編第四 二中「削減した量」の次に「（脱炭素成長型投資事業者が存する事業所においては、基準排出量から規則第四条の三の二に規定する量を控除し、特定温室効果ガス年度排出量から法対象年度直接排出量（当該事業所において脱炭素成長型投資事業者が使用した燃料の使用に伴って排出された直接排出の二酸化炭素の量。以下同じ。）を控除することとする。）を加える。」

第一編第五 一中「(1)から(6)まで」を「(1)から(7)まで」に、「(7)及び(8)」を「(8)及び(9)」に改め、第一編第五 一(五)中「敷地面積」を削り、第一編第五 一(八)を第一編第五 一(九)とし、第一編第五 一(七)を第一編第五 一(八)とし、第一編第五 一(六)中「(1)から(5)まで」を「(1)から(6)まで」に改め、第一編第五 一(六)を第一編第五 一(七)とし、第一編第五 一(五)の次に次のように加える。

(6) 法対象年度直接排出量（脱炭素成長型投資事業者が存する事業所に限る。）

第一編第五 二(一)中「第5号」を「第6号」に改める。

第一編第八 一(一)中「第2号」の次に「に該当し、又は3年度連続して同条第5項」を加える。
 第一編第八 三(一)中「第2号」の次に「に該当し、又は3年度連続して同条第5項」を加える。
 第一編第八 七(一)中「第5 1(7)及び(8)」を「第5 1(8)及び(9)」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百五十四号

平成二十一年東京都告示第千二百三十四号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の五第二項、第四条の六の二第三項、第四条の七第四項、第四条の十八第一項、第四条の十九第三項、第四条の二十三第一項、第四条の二十六第二項、第五条の十二第一項第四号及び第五条の十九第一項並びに東京都地球温暖化対策指針第二編第五 八の規定により知事が別に定める様式）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

前文中「第四条の十九第三項」の下に「、第四条の二十四の三第一項」を加える。
 四の次に次のように加える。

四の二 規則第四条の二十二の三第一項の規定による訂正排出量算定書は、別記第四号様式の二によるものとする。
 別記第一号様式その一を次のように改める。

第1号様式 その1

指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書

1 所有事業者等の概要

(1) 所有事業者又は温室効果ガス排出責任者の氏名
氏名 (法人にあっては名称)

Table with 1 column for name and multiple empty rows for data entry.

(2) 事業所の概要

Table with columns for business name, location, type, and area. Includes sub-tables for building area and other facility area.

(日本産業規格A列4番)

別記第1号様式の2その1を次のように改める。

第1号様式の2 その1

事業所区成変更確認書

1 所有事業者等の概要

(1) 所有事業者又は温室効果ガス排出責任者の氏名
氏名 (法人にあっては名称)

Table with 1 column for name and multiple empty rows for data entry.

(2) 事業所の概要

Table with columns for business name, location, type, and area. Includes sub-tables for building area and other facility area.

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式の次に次の様式を加える。

第4号様式の2 その1

訂正排出量算定書

1 訂正箇所の概要	
訂正内容	訂正前
	訂正後

2 訂正に至った原因

3 訂正後の基準排出量又は特定温室効果ガス排出量等の算定

訂正後の基準排出量の算定
(条例第5条の26第1項に基づく申請に関する量)

訂正前の基準排出量	t (二酸化炭素換算) /年
訂正後の基準排出量	t (二酸化炭素換算) /年
訂正前後の増減量	t (二酸化炭素換算) /年
訂正前の基準排出量に対する増減量の割合	%

訂正後の法対象年度直接排出量又は特定温室効果ガス排出量の算定
(条例第5条の26第2項に基づく申請に関する量)

法対象年度直接排出量

年	年度	訂正	前	訂正	後	増	減	量
	年度	t	t	t	t	t	t	t
	年度	t	t	t	t	t	t	t
	年度	t	t	t	t	t	t	t
	年度	t	t	t	t	t	t	t

単位：t (二酸化炭素換算)

特定温室効果ガス年度排出量

年	年度	訂正	前	訂正	後	増	減	量
	年度	t	t	t	t	t	t	t
	年度	t	t	t	t	t	t	t
	年度	t	t	t	t	t	t	t
	年度	t	t	t	t	t	t	t

単位：t (二酸化炭素換算)

(日本産業規格A列4番)

第4号様式の2 その2

4 算定結果

(1) 訂正後の基準排出量 (条例第5条の26第1項に基づく申請に関する量)

年度	年度	年度	年度	年度	年度
t	t	t	t	t	t

単位：t (二酸化炭素換算)

(2) - 1 訂正後の法対象年度直接排出量 (条例第5条の26第2項に基づく申請に関する量)

年度	年度	年度	年度	年度	年度
t	t	t	t	t	t

単位：t (二酸化炭素換算)

(2) - 2 訂正後の特定温室効果ガス年度排出量 (条例第5条の26第2項に基づく申請に関する量)

年度	年度	年度	年度	年度	年度
t	t	t	t	t	t

単位：t (二酸化炭素換算)

5 添付する書類

△別紙 () のとおり	△別紙 () のとおり
△別紙 () のとおり	△別紙 () のとおり
△別紙 () のとおり	△別紙 () のとおり
△別紙 () のとおり	△別紙 () のとおり

備考 △印の欄には、基準排出量算定書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

その8

11 総量削減義務の第4計画期間履行状況 (特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載)

(1) 削減義務率の区分

(2) 削減義務期間

(3) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

極めて優れた事業所への認定

特に優れた事業所への認定

優れた事業所への認定

削減義務率減少の有無

(4) 各年度の削減義務履行状況

決定及び予定の量	削減義務率 (B)	排出上限量 (C = ΣA - D)	削減義務量 (D = Σ(A × B))	義務開始の前年度					削減義務期間合計
				年度	年度	年度	年度	年度	
基準排出量 (A)									
削減義務率 (B)									
排出上限量 (C = ΣA - D)									
削減義務量 (D = Σ(A × B))									
特定温室効果ガス排出削減量 (F = A - E)									
実績削減量 (F = A - E)									
その他ガス削減量の義務充当量 (G)									
振替可能削減量の義務充当量 (H)									
超過削減量の超過削減量 (I)									
取引を加味した排出削減量 (J = F + G + H - I)									
排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果 (K)									
超過削減量									
残り の 削減義務期間における排出上限量									

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量 t (二酸化炭素換算)

前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 t (二酸化炭素換算)

前年度排出量を維持したときに移動又は次の削減計画期間における義務充当 (バンキング) が可能な削減量 t (二酸化炭素換算)

備考 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第五号様式その八の次に次の一様式を加える。

その8の2

11-2 総量削減義務の第4計画期間履行状況 (法対象直接排出量確認書を提出している事業所の場合のみ記載)

(1-2) 削減義務率の区分

(2-2) 削減義務期間

(3-2) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

極めて優れた事業所への認定

特に優れた事業所への認定

優れた事業所への認定

削減義務率減少の有無

(4-2) 各年度の削減義務履行状況

決定及び予定の量	削減義務率 (B)	排出上限量 (C = ΣA - D)	削減義務量 (D = Σ(A × B))	義務開始の前年度					削減義務期間合計
				年度	年度	年度	年度	年度	
法対象直接排出量を除外した基準排出量 (A)									
削減義務率 (B)									
排出上限量 (C = ΣA - D)									
削減義務量 (D = Σ(A × B))									
法対象直接排出量を除外した特定温室効果ガス排出削減量 (E)									
実績削減量 (F = A - E)									
その他ガス削減量の義務充当量 (G)									
振替可能削減量の義務充当量 (H)									
超過削減量の超過削減量 (I)									
取引を加味した排出削減量 (J = F + G + H - I)									
排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果 (K)									
超過削減量									
残り の 削減義務期間における排出上限量									

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量 t (二酸化炭素換算)

前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量 t (二酸化炭素換算)

前年度排出量を維持したときに移動又は次の削減計画期間における義務充当 (バンキング) が可能な削減量 t (二酸化炭素換算)

備考 「取引を加味した排出削減量」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項に規定する算定排出削減量をいう。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第七号様式の二その一、その二及びその五を次のように改める。

第七号様式の二 その一

年度

特定テナント等地球温暖化対策計画書

1 特定テナント等事業者の概要

(1) 特定テナント等事業者の氏名 (法人にあっては名称)

(2) 特定テナント等事業者の概要

特定テナント等事業者の名称

事業の種類	分類番号	産業分類名	主たる用途
-------	------	-------	-------

特定テナント等事業者の延べ面積

用途別内訳	前年度末	m ²
事務所	前年度末	m ²
情報通信	前年度末	m ²
放送	前年度末	m ²
商業	前年度末	m ²
宿泊	前年度末	m ²
教育	前年度末	m ²
医療	前年度末	m ²
文化	前年度末	m ²
物流	前年度末	m ²
物車	前年度末	m ²
工場その他上記以外	前年度末	m ²

事業の概要

データセンター用途に該当

(3) 特定テナント等事業者の要件

要件確認年月	年	月	m ² 以上	
使用床面積	前年度末日時点		m ² 以上	
電気使用量	前年度一年間		kWh	以上

(日本産業規格A列4番)

その二

(4) 特定テナント等事業者の使用開始時期

事業開始年月	年	月
--------	---	---

(5) 担当部署

名	称
---	---

2 地球温暖化の対策の推進体制

3 指定(特定)地球温暖化対策事業者との協力に関する措置

(日本産業規格A列4番)

9 特定温室効果ガス排出量の算定
(1) 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃料の種類	推計 単位	使用量 等	熱量 (GJ)	特定温室効果ガス排出量 排出係数 (t/GJ, t/kWh, t/m ³)	排出量 (t)
原油のうちコジジンセート (NGL)	KL				
揮発油 (ガソリン)	KL				
ジェット燃料油	KL				
灯油	KL				
軽油	KL				
A 重油	KL				
B 重油	KL				
C 重油	KL				
潤滑油	KL				
石油コークス、FCCコークス	t				
石油コークス (LPG)	t				
石油系炭化水素ガス	t				
液化天然ガス (LNG)	t				
可燃性天然ガス	t				
その他可燃性天然ガス	t				
炭	t				
石炭	t				
輸込用原料炭	t				
輸込用一般炭	t				
輸入一般炭	t				
炭	t				
石炭	t				
コークス	t				
高炉ガス	t				
転炉ガス	t				
転炉ガス	t				
その他燃料	t				
小	計				
産業用以外	計				
蒸気	GJ				
温水	GJ				
熱	計				
事業所内で生成した再エネ熱 (環境価値有)	GJ				
事業所内で生成した再エネ熱 (環境価値無)	GJ				
事業所外から供給された再エネ熱 (環境価値有)	GJ				
事業所外から供給された再エネ熱 (環境価値無)	GJ				
その他	GJ				
小	計				
一般配電事業者の電線路を介して供給された電気	kWh				
事業所内で発電した再エネ電気 (環境価値有)	kWh				
事業所内で発電した再エネ電気 (環境価値無)	kWh				
事業所外から供給された再エネ電気 (環境価値有)	kWh				
事業所外から供給された再エネ電気 (環境価値無)	kWh				
P.P.A契約 (ヴァーチャセル)	kWh				
小	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				
原油	KL				
蒸気	GJ				
熱	計				
外燃機	計				
自ら生成した熱の供給	GJ				
小	計				
合成	計				

令和五年東京都告示第千七十八号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第九条の四第二項の規定により知事が別に定める事項)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

第三中「め」とする。」の次に次のただし書を加える。

ただし、1 アに掲げる駐車区画のうち、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものに電気自動車充電設備を整備する場合にあっては、当該駐車区画を規則第9条の4第1項各号に規定する特定建築主が整備する電気自動車充電設備の整備区画数に含めることができる。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百五十七号

令和五年東京都告示第千七十九号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第二十三条の七から第二十三条の十三までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第三章第五 四及び第七 三の規定に基づき知事が別に定める事項)の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

四中「ア又はイ」を「アからウまでのいずれか」に改め、四イを同ウとし、同ハ中「(水平屋根又は方位が南を含む東から西までに面する屋根をいう。以下同じ。)」を削ぐ。

これを同イとし、同アとして次のように加える。

ア 南面等屋根(水平屋根又は方位が南を含む東から西までに面する屋根をいう。以下同じ。)を有しない建築物

九アに次のただし書を加える。

ただし、(ア)①に掲げる駐車区画のうち、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものに電気自動車充電設備を整備する場合にあっては、当該駐車区画を規則第13条の5の4第1項各号に規定する特定供給事業者が整備する電気自動車充電設備の整備区画数に含めることができる。

別記第一号様式中

申請者 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び住たる事務所の所在地)	
代表申請者 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び住たる事務所の所在地)	※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載
申請者が1年間に都内に於いて新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の延べ面積の合計	
連絡先	(Eメール)アドレス (電話番号)
備考	本申請に基づき知事が特定供給事業者として承認した場合、申請者(複数の建物供給事業者が連名で申請した場合は、当該申請者)に対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則における特定供給事業者に関する規定が適用されます。

を

申請者 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び住たる事務所の所在地)	
代表申請者 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び住たる事務所の所在地)	※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載
特定供給事業者となる年度	年度
申請者が1年間に都内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の延べ面積の合計	
連絡先	(Eメール)アドレス (電話番号)
備考	本申請に基づき知事が特定供給事業者として承認した場合、申請者(複数の建物供給事業者が連名で申請した場合は、当該申請者)に対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則における特定供給事業者に関する規定が適用されます。

に

改める。

別記第二号様式その一中「建築物環境報告書」を

「建築物環境報告書

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百五十八号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第二項の規定により、令和八年度に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事
- 二 船隻の操縦や施設の維持の工事
- 三 悪流物の除去その他の景観のたぐいの工事

規 則（公）

警視庁組織規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第2号

警視庁組織規則等の一部を改正する規則

（警視庁組織規則の一部改正）

第1条 警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務部の項中「情報管理課」を「デジタル戦略課」に、同表警務部の項中「訟務課」を「訟務課」に改める。

第3条の3（見出しを含む。）中「情報管理課」を「デジタル戦略課」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) デジタル関連施策の総合調整に関すること。第3条の3に次の2号を加える。
- (5) 警視庁デジタル開発センター（以下「デジタル開発センター」という。）に関すること。
- (6) 警視庁照会センター（以下「照会センター」とい

う。）に関すること。

第5条第1号中「こと」の次に「（他の分掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 警視庁旅費事務センター（以下「旅費事務センター」という。）に関すること。

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第9条中第10号を第16号とし、第9号を第15号とし、第8号の次に次の6号を加える。

(9) 職員の諸給与に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。

(10) 公務災害補償に関すること。

(11) 救慰金及び見舞金に関すること。

(12) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

(13) 恩給に関すること。

(14) 職員の退職手当に関すること。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第34条に次の1号を加える。

(3) 外国人の不正な滞在並びにその仲介及びぼう助等に係る外事関係法令違反事件の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。

第43条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。
(13) 子ども及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある生活安全警察関係法令違反の取締りに関すること。

第43条の2中第12号を削り、第13号を第12号とする。
第58条の6を第58条の8とし、第58条の5を第58条の7とし、第58条の4の次に次の2条を加える。
（デジタル開発センター）

第58条の5 総務部デジタル戦略課にデジタル開発センターを附置する。

2 デジタル開発センターは、デジタル技術の開発及び活用の推進に関する事務を分掌する。

3 デジタル開発センターに係を置く。
（照会センター）

第58条の6 総務部デジタル戦略課に照会センターを附置する。

2 照会センターは、照会業務に関する事務を分掌する。

3 照会センターに係を置く。

第59条の3を削り、第59条の2の2を第59条の3とし、第59条の2の次に次の1条を加える。
（旅費事務センター）

第59条の2の2 総務部会計課に旅費事務センターを附置する。

2 旅費事務センターは、旅費に関する事務を分掌する。

3 旅費事務センターに係を置く。

第59条の5第2項第2号中「人事」の次に「及び職員」の次に「及び職員」を加える。

第72条第6項中「情報公開センター」の次に「、デジタル開発センター、照会センター」を、「遺失物センター」の次に「、旅費事務センター」を加え、「、装備開発運用センター」を削る。
（警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関

する規則の一部改正)

第2条 警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則 (昭和43年6月13日東京都公安委員会規則第10号) の一部を次のように改める。

第2条第1項中「警務部給与課」を「警務部人事第一課」に改める。

第29条第1項中「警務部給与課長」を「警務部人事第一課長」に改める。

別記様式第2号2号紙及び様式第16号 (裏面) 中「警視庁警務部給与課災害補償係」を「警視庁警務部人事第一課災害補償係」に、「(3581) 4321」を「03 (3581) 4321」に改める。

(警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第3条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則 (平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号オ中「及び人身安全企画係」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則別記様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

